

デモンストレーター選考規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第3章第6条に基づき、デモンストレーターを認定するためにこれを定める。

2. 選考会実施内容

デモンストレーター選考会を以下のように定める。

(1) 内容

実技及び理論の総合判定とする。

(2) 実施

隔年1回、連盟の主催で教育部が実施する。開催時期、開催場所は、年度初めの事業計画にて明示する。

(3) 選考会審査員

教育部長が推薦し、会長が委嘱する。

(4) 出場資格

ブレード1取得者で年会費(入会金を含む)を払っているすべての会員。

(5) 参加手続

イ. 所定の書類に自筆で記入し、捺印の上、参加料と共に連盟に提出する。

ロ. 参加料は、理由の如何を問わず払い戻しはしない。

(6) 参加料

参加料は、開催年度の初めに公示する。

3. 選考会要綱

デモンストレーター選考会実施要綱と基準を以下のように定める。

(1) 選考種目

イ. 運動表現を重視する種目。

ロ. 運動能力・技術能力を競う種目。

ハ. 制限されたコースで速さを競う種目。

ニ. 人格、技量が判断できる理論内容。

ホ. 選考種目の最終決定は選手会で発表する。

(2) 選考方法

イ. 選考は3名以上の審査員で行う。

ロ. 採点基準は、別途定める。

(4) 実施の条件

選考会の斜面条件は、下記の通りとする。

イ. 安全に滑走することができる長さや幅を設定する。長さ100m×幅15mくらいが望ましい。

ロ. 安全に滑走できる傾斜を設定する。3~7%くらいが望ましい。

ハ. 安全に停止することができる場所を設定する。停止場所が平坦であることが望ましい。

ニ. がたつきの少ない、危険のない路面を設定する。

4. 選考人数及び認定人数

選考人数及び認定人数は、開催年度毎に理事会の議決を経て、決定する。参加者に事前に公示する。ただし、必要に応じて教育部長が、若干名のデモンストレーターを選出することができる。